

令和4年第10回 土浦市農業委員会総会議事録

1 開会の日時および場所

令和4年10月13日（木） 午後2時

土浦市役所農業委員会室

2 議事日程

報告第30号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について

報告第31号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について

報告第32号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第40号 農地法第3条の許可申請に対する審議について

議案第41号 農地法第5条の許可申請に対する審議について

議案第42号 基盤強化法第18条の農用地利用集積計画作成について

3 出席した委員

1番 萩島 一郎	2番 飯塚 利之	3番 浅野 均
4番 塙 佳樹	5番 柴沼 栄	6番 菅谷 幸治
7番 飯島 栄	8番 高野 三郎	9番 川村 剛久
10番 栗原 敦子	11番 井沢 清	12番 高橋 弘一

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

事務局長 坂本 直親 主 任 田谷 克江 主 任 中村 裕一

主 幹 張替 佑斗 主 事 古和 真理奈

6 総会の大要 午後2時50分閉会

議長	<p>只今、出席委員は12名で総会は成立いたしました。</p> <p>よって、これより、令和4年第10回土浦市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、6番 菅谷委員、7番 飯島委員、以上2名の方を指名いたします。</p> <p>審議に入る前に申し上げます。土浦市農業委員会会議規則第14条により、総会は公開することになっております。発言の際は、個人情報に関する事項について住所・氏名・所在等については発言しないようお願いいたします。</p> <p>なお、発言の際は挙手のうえ、指名されてから、起立して質問をお願いいたします。</p> <p>また、「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、事前に退席をお願いいたします。</p> <p>なお、退席後、次の議事に入る前には、入室の確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、早速議事に入ります。</p> <p>報告第30号「農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事務局	(報告第30号について議案書のとおり報告)
議長	<p>只今の報告について、質問はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしということで、報告第30号については原案通り承認します。</p> <p>次に、報告第31号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事務局	(報告第31号について議案書のとおり報告)
議長	只今の報告について、質問はございませんか。
柴沼委員	申請番号3番、11番など、渡人が会社ですよ、会社が農地を所有していたということですが経緯を説明してください。
事務局	過去に届出済みではありますが、不動産登記法の問題で、地目変更しない限り何度でも届出が出てきてしまって、その関係で法人が農地を所有する状況になってしまっています。元々は個人の方が農地を所有していましたが、

	<p>法人の方に所有権移転して、そこから届出は何度でも出せるので、また所有権移転するのに法人が所有している形になります。</p>
柴沼委員	<p>仮登記ではないですね。</p>
事務局	<p>仮登記ではありません。</p>
	<p>渡人が法人になっているのは、一度転用の届出が出て非農地になっている土地でして、地目変更登記をしないで転売しようとしたときに届出の受理通知書が必要になってくるので、新しい受人に渡すためにまた申請してきています。</p>
議長	<p>他に、質問はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしということで、報告第31号については原案通り承認します。</p>
	<p>次に報告第32号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>(報告第32号について議案書のとおり報告)</p>
議長	<p>只今の報告について、質問はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしということで、報告第32号については原案通り承認します。</p>
	<p>それでは議案に入ります。</p>
	<p>議案第40号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。</p>
	<p>審議に入る前に、菅谷委員は「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、退席をお願いいたします。</p>
	<p>(菅谷委員一時退席)</p>
議長	<p>それでは、11番 井沢委員から説明をお願いします。</p>
井沢委員	<p>11番 井沢です。議案第40号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」を説明いたします。去る10月4日、飯塚委員、飯島委員、私と事務局3名で調査を行いました。</p>
	<p>1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田1筆 2,786 m²</p>

議 長	<p>です。譲渡事由は農地中間管理機構の特例事業の用に供するため、譲受事由は農業経営規模拡大のため、売買による所有権移転です。作付予定はレンコンです。受人が経営規模も大きく、後継者もいます。</p> <p>2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田3筆 3,605 m²です。譲渡事由は農業経営が困難なため、譲受事由は譲渡人の要望により、売買による所有権移転です。作付予定はレンコンです。</p> <p>調査員の意見としましては、許可相当と判断しました。皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p> <p>只今、井沢委員から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで、議案第40号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」は、許可することに決めます。</p> <p>菅谷委員の入室確認をお願いします。</p> <p>(菅谷委員入室確認)</p>
議 長	<p>次に議案第41号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。申請番号1番を2番 飯塚委員から、申請番号2番を7番 飯島委員から説明をお願いします。</p>
飯塚委員	<p>2番 飯塚です。議案第41号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」を説明いたします。去る10月4日、飯島委員、井沢委員、私と事務局3名で調査を行いました。</p> <p>1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。田 813 m²、畑 171 m²、合計2筆 984 m²で、転用事由は申請地を業務用車両置場として利用したい、売買による所有権移転です。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しており許可の例外に該当するため、調査員の意見としましては、許可相当と判断しました。皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>申請番号2番を7番 飯島委員から説明をお願いします。</p>
飯島委員	<p>7番 飯島です。議案第41号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」を説明いたします。去る10月4日、飯塚委員、井沢委員、私と事務局3名で調査を行いました。</p> <p>2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆 212 m²、転用事由は申請地を廃タイヤ置場として利用したい、売買による所有権移転です。農地区分は第2種農地です。調査員の意見としましては、許可相当と判断しました。皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p>

議 長	<p>只今、飯塚委員、飯島委員から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで、議案第41号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」は、許可することに決めます。</p> <p>次に議案第42号「基盤強化法第18条の農用地利用集積計画作成について」を上程いたします。</p> <p>審議に入る前に、柴沼委員は「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>(柴沼委員一時退席)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第42号「基盤強化法第18条の農用地利用集積計画作成について」を説明いたします。今月は6件、新規設定です。</p> <p>新規就農者は申請番号1番になります。受人の方は2年前から認定農業になっています。今回、祖母の土地を借りて野菜を作る利用権設定になります。5年前、農業研修を受けられ、4年前から祖母の土地を借り耕作しています。様子を見ていきたいということで設定期間は1年間になります。</p> <p>申請番号3番、ブルーベリー栽培の利用権設定になります。前回、令和3年5月に利用権設定していますが、現地を確認したところ農地のすべてを効率的に利用されている状況ではありませんでした。</p> <p>申請番号4番、阿見町でもレンコンを耕作されており、就農計画認定も受けております。阿見町の耕作状況を見てきたところ、しっかりと作付けもされていました。</p> <p>申請番号6番は中間管理機構の設定です。</p> <p>詳細につきましては、議案書記載のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。</p>
萩 島 委 員	<p>申請番号3番ですが、期間が4ヶ月では無理ではないですか。どのような経緯でこの期間になったのですか。</p>
事 務 局	<p>実際の経営面積は2,134㎡と小規模でありまして、前回の利用権設定の状</p>

	況を確認した中では完全に耕作されていないようなので、今回様子を見させていただくのに短期間での設定をお願いしました。
萩島委員	こちらからしたのですね。
飯塚委員	様子を見るということですね。
事務局	土浦市内に就農してから日が浅い方だったので期間は短めに案内しています。1回目の設定の時も作付け予定はブルーベリーでしたので現地確認したところ、畑が草だらけでブルーベリーが枯れているみたいでした。全部を効率的に使ってない状況なので、事前現地調査により承認するのは難しいのではないかと考えています。
議長	飯島委員、近くでしょう。状況はわかりますか。
飯島委員	現地調査で、一緒に見てきました。ブルーベリーはほとんどないですね。
議長	この期間だけ設定するというのはどうなのですか。皆さんどう考えますか。
事務局	現地調査で見たところ荒れているのではないかという判断をしたので、総会の方の審議にお諮りいただきたいと思います。
議長	前に植えたやつがきちんと育っていて、規模拡大するのであれば良いですが、枯れてしまっているのに設定するのはどうでしょう。
飯塚委員	不承認だと思いますが、相対で借りてしまいますよね。
井沢委員	農地をきれいにして植える準備をするか、それを見ればいいのではないのでしょうか。やる気があるのならば設定すればいいのではないのでしょうか。
議長	今まで設定していたところをきれいにして、枯れてしまったところは植え直してもらい、今回は不承認ということでどうですか。事務局の方から、本人によく説明してください。
萩島委員	何歳ぐらいの方ですか。
栗原委員	48歳です。
飯塚委員	農業は兼業と言っていたので、この経営面積でブルーベリーはやっていけないのではないのでしょうか、という話がありました。

栗原委員	この方は、他ではやっていないのですか。
井沢委員	これだけです。兼業農家です。
栗原委員	果樹は彼岸の頃までに植えるので、様子を見てみるのもいいと思います。
議長	春先まで承認しないで、きれいにして、植えていけば承認にもっていきたいと思います。 他に、質問はございませんか。
浅野委員	申請番号1番の受人ですが、自作も借入もないのに認定農業者というのはどういうわけですか。
事務局	受人は、5年前に農業研修を受け、4年前から実際に専業農家として耕作、販売をしています。経営面積はない状態ですが、補助金の関係で利用権を設定したいということです。
議長	親は農業をやっていませんが、祖母がやっていたので、新規就農者になって野菜作りをしています。自分の土地はないので、祖母から農地を借りてやっています。
菅谷委員	申請番号2番の受人は何歳の方ですか。
事務局	84歳です。
議長	その他、質問ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、議案第42号「基盤強化法第18条の農用地利用集積計画作成について」は許可することに決めます。 柴沼委員の入室確認をお願いします。 (柴沼委員入室確認)
議長	以上で、令和4年第10回総会の全議案を終了しました。慎重なるご審議ありがとうございました。

令和4年10月13日

議長

署名人

6 番

7 番